

✿ 必要書類リスト ✿

ご家庭の状況によって、必要な書類が異なります。添付書類不足や記入漏れがあると受付ができませんので、必ずすべての書類を確認して提出してください。

入所申込書 必須

申し込む児童1人につき1枚必要です。裏面まで記入漏れのないようにしてください。

施設見学一覧表 必須

入所を希望する施設は必ず見学し、保育方針や雰囲気、開所時間など気になることを確認しましょう。

「家庭で保育ができない理由」の根拠書類 必須

必要な家族分の書類をそれぞれ用意してください。

次の項目に答えていくと、誰の、どの書類が必要かチェックできます。

① 同じ家に、申し込む子どもの祖父母・曾祖父母（65歳未満）は、

住んでいない

住んでいる → それは 祖父 祖母 曾祖父 曾祖母

⇒ 提出が必要な家族は「父+母+✓をつけた祖父母・曾祖父母」です。

② 入所希望日時点で、①の家族は、

仕事をしている → 就労証明書

病気・障がいで入院または療養中 → 申立書 + 障害者手帳のコピーまたは診断書

家族の介護・看護をしている → 申立書 + 障害者手帳のコピーまたは診断書

妊娠中・出産直後 → 出産（予定）日がわかるもの（証明書や母子手帳のコピー）

求職活動中・起業準備中 → 求職活動専念申立書

学校や職業訓練に通っている → 在学証明書 + 受講時間がわかるもの（時間割など）

マイナンバー利用同意書 または 海外収入申告書

保育料の算定に必要なものです。提出されない場合、最高額での算定になります。

① 【1月～8月入所希望の場合】前年1月1日時点で、子どもの父・母の住民票が宇城市に

ある → 不要

ない → マイナンバー利用同意書 または 海外収入申告書（国外に在住していた場合） が必要

② 【9月～12月入所希望の場合】当年1月1日時点で、子どもの父・母の住民票が宇城市に

ある → 不要

ない → マイナンバー利用同意書 または 海外収入申告書（国外に在住していた場合） が必要

転入確約書

保育所等に入所するには、利用開始日時点で住民票が宇城市にあることが必要です。

申し込む時点で転入が未済の方に、転入をお約束いただく書類です。

① 入所申込書を提出する時点で、子どもと保護者の住民票が宇城市に

ある → 不要

ない → 転入確約書 が必要

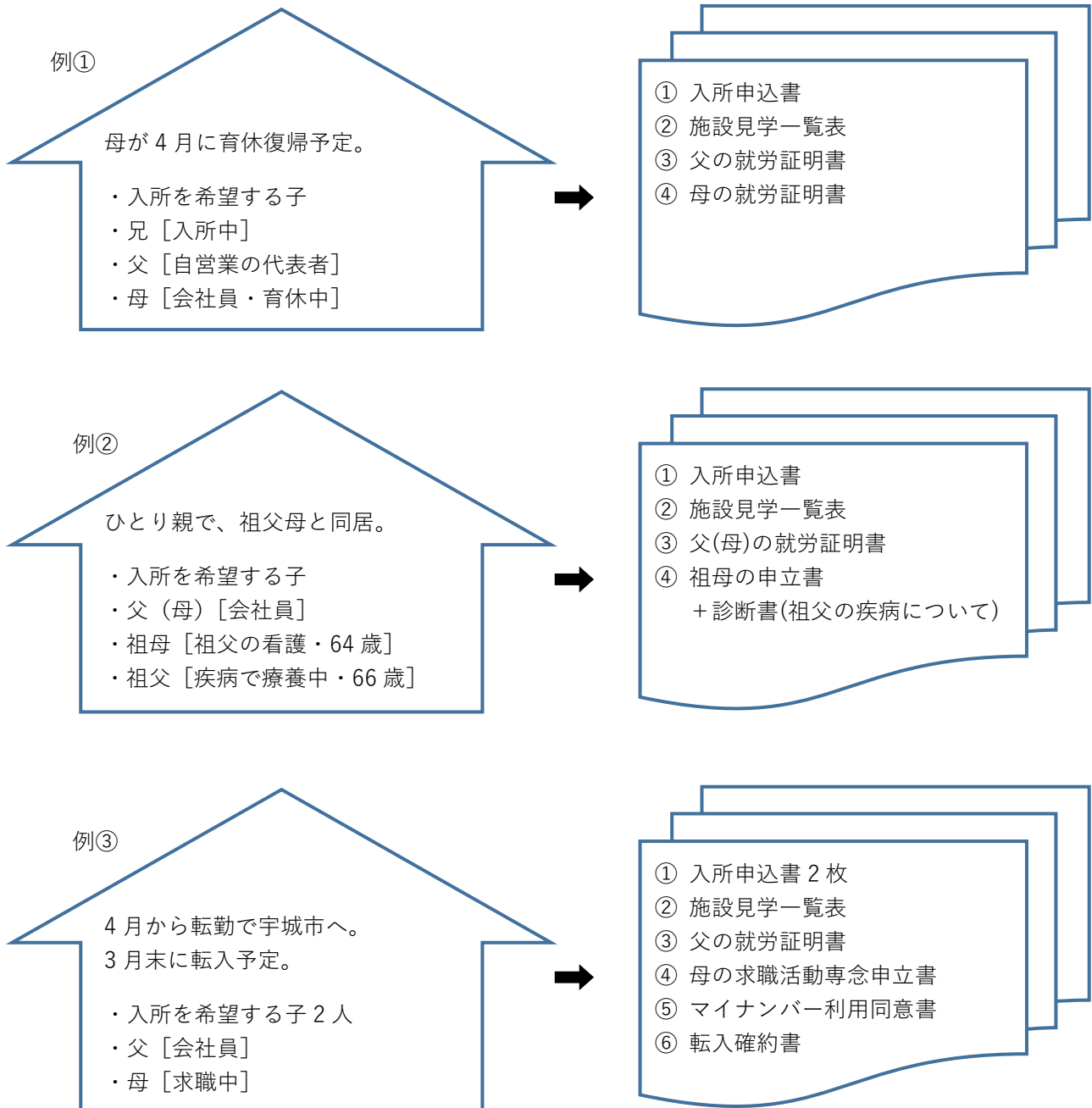
在園していることがわかるもの

① 入所申込書を提出する時点で、子どもは認可保育所・認定こども園などに

通っていない → 不要

通っている → 在園していることがわかるもの（通知書や連絡帳のコピー） が必要

✿ 必要書類の例（4月入所の場合） ✿



✿ 申込書の提出・お問合せ先 ✿

窓口・郵送	宇城市役所 子ども未来課 保育園係	宇城市ホームページ
	〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地 電話 0964-32-1404 (直通) / FAX 0964-27-4124 メール kodomomiraika@city.uki.lg.jp	
窓口のみ	宇城市役所 三角支所 総合窓口課	電話 0964-53-1111
	宇城市役所 不知火支所 総合窓口課	電話 0964-33-1111
	宇城市役所 小川支所 総合窓口課	電話 0964-43-1111
	宇城市役所 豊野支所 総合窓口課	電話 0964-45-2111